

議案第 8 号

西脇市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の
制定について

西脇市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和 5 年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある
ため。

西脇市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

西脇市子ども・子育て会議条例（平成25年西脇市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、西脇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、西脇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。